# 視点

## 見張り塔から　メディアの今

専修大教授・山田健太さん

消費税メディア軽減税率

# 特恵的待遇の意味

国会が始まり、改めて消費税率引き上げが政治課題に挙がってきた。そうなると、自動的についてくるのが軽減税率の問題である。すべての商品・サービスに対して一律にかかる税金であることから、低所得者により重税感があるといった逆進性が問題になってくる。そこで多くの国では、同様の性格を持つ間接税である付加価値税（ＶＡＴ）に関し、生活必需品を中心に税率を軽減もしくはゼロにする方策がとられている。

日本でも、一九八九年に初めて消費税が導入されて以降、繰り返し軽減政策が議論の対象になってきた。しかし、税率が低い中で導入されることは、小売りに過剰な負担を強いることなどから先送りになってきた経緯がある。いよいよ二桁になることで、今回は導入ありきでの具体的な検討が進められているという状況だ。

細かな線引きは別として、食料品が対象になることについては特段の強い反対はないわけだが、「新聞」が対象になることには各方面から厳しい批判があるほか、業界内の不協和音も絶えない。たとえば、ことあるごとに小泉進次郎衆議院議員は反対意向を表明しており、それに呼応するメディア関係者も少なくない状況だ。ではなぜ、新聞「だけ」が特別扱いを認められているのか、まずは海外の事情から確認しておきたい。

第一に、多くの国では「知識課税」という考え方をとる。表現活動への課税は、歴史的には事前検閲と並ぶ公権力の批判封殺の一手段である。日本でも戦前・戦中は、事前に供託金を納めさせ政府にとって好ましくない言論があれば没収をしたり、印紙税という形で刊行物に税金をかけることで、批判的な表現活動を抑えていた。だからこそ、言論報道活動に政府が税金をかけることには、原則ノーであるということだ。

第二は、「民主主義の必要経費」という考えだ。民主的な意見形成の上で、豊かで多様な情報流通は不可欠であって、そうした知識・情報は可能な限り安価に誰もが手に入れられることが好ましいと考えられている。もちろん、表現活動は報道に限らず、芸術も含む文化全般に当てはまる。たとえばイギリスでは、新聞・雑誌・書籍も、さらにはコンサートなどの芸術活動に関しても、広く税率はゼロか軽減税率が適用されている。

それからすると日本の適用範囲は、新聞でも定期購読だけで、駅売りや電子版が除外されていたり、雑誌や書籍は内容にふさわしくないものがあるから認めないという議論が当たり前に行われるなど、あまりにも、文化・知識・情報に対する理解が社会全体に低いということにならないか。

業界側にも責任はあると思う。本来は、市民社会のなかでジャーナリズム活動へのリスペクトがあって初めて成立する制度であるが、それを飛び越して政治向けの交渉の方が目立っているからだ。あるいは、重要な表現の幅の広さ・豊かさを切り売りして、適用外の雑誌・図書を、自ら選別することが正しい方向性なのか、まだ見直す時間はあるだろう。

（毎月第2木曜日に掲載）

### メディア軽減税率巡る流れ

1975～　歳入不足を補うため消費税導入を図るが、法案提出に至らず
1987　売上税法案を提出したものの廃案
1989.4.1　日本で３％消費税導入（88年に消費税法成立）
1994.11　５％への増税のための税制改革法案成立（97年実施）
2004.4.1　税込み価格の総額表示が義務付けられる中、書籍については例外的に「本体＋税」表記を容認（流通期間が長く、税率が変わる可能性があるため）。その後、13年に総額表示は任意扱いに変更
2011.5　新聞協会は、軽減税率は世界の常識として適用を主張
2013.1　新聞協会は、新聞に軽減税率適用を求める声明を発表（15年9月にも同趣旨の声明を発表）
2014.4.1　消費税８％に増税
2015.8　雑誌協会は出版物に軽減税率適用を求める意見広告を一斉掲載
2015.12.12　軽減税率導入時の対象品目として、外食・酒類を除いた「生鮮商品・加工食品」のほか「週２回以上刊行される新聞」について８％に税率を据え置くことを、自公間で合意
2016.5　政府は17年実施予定の税率引き上げを延期することを決定
2016　税制改正大綱に「有害図書排除の仕組みの構築などを勘案し、引き続き検討する」旨の記述
2016　日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会は、有害図書を区分する仕組みを導入する方向を示す

## 日々論々

# 喜んで

作家でマルチタレントのいとうせいこうさんが福島県に行き、さまざまな人にあって話を聞くという本企画。今回は浪江町で名物の「なみえ焼そば」を作りながら、地域社会の再建に取り組む元地元新聞記者、浅見公紀（たかのり）さん（四三）に会い、被災地の今の生活事情を聴きました。

◆　◆　◆

浅見さんに会ったのはロックフェスティバルが開催されていた、南相馬市の馬事公苑だった。日本語ラップの草分け的存在であるいとうさんが会場に入ると、ミュージシャン仲間やラップのファンが続々と集まってきた。

「えっ、出演するの？」「聞いてないけど飛び入り？」

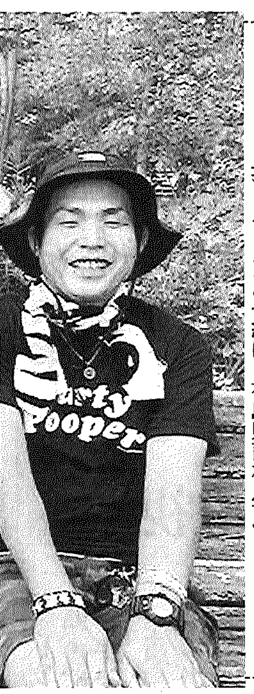

浅見さん（前列左）といとうさん（同中央）。ファンと一緒に＝福島県南相馬市で

町内にできた仮設商店街の中で営業を続けてきた。

そんな生活者の目に、今の町はどう見えているのだろう。一七年三月末に町の海沿いの一部で、避難指示が解除された。しかし、原発事故当時は二万人以上いた町民のうち、帰還したのは八百人程度だ。浅見さんは「人材の不足。特に若い層の欠如が、何をするにも壁になる」と話す。

「スーパーが再開されるうわさが何度も出て、期待をするけれど立ち消えになる。働き手がないのが理由だそうです。子供が遊んでいる姿、まだ浪江にはないですね。『私は避難病なの』といって、家に引きこもっているおばあさんも知っています」

寂しくなった町で、人間らしい生活を取り戻すことが浅見さんの目標になった。

「ザ・警戒区域」というバンドを組み、練習を始めた。担当はボーカルでシャウトが得意。一方で月に一回はバーベキュー大会を開き、若い人

郡山市の郡山ビューホテルアネックスで、イベント「30歳の大同窓会『ふくしま０次会』」を開く。

県内へのＵターンやＩターン促進を目的に、同世代の人たちと飲食をしながら、思い出や将来を語り合う。首都圏に住む福島県出身者や、転勤などで住んだことがある人も対象。友人同士、夫婦、１人での参加もできる。定員は先着300人。参加費3000円（事前申し込み・振込制）。ホームページは「ふくしま０次会」で検索。

県内へのＵ・Ｉターン経験者によるトークやクイズ大会を催すほか、日本酒の飲み比べコーナーもある。また、県内企業や市町村のＵ・Ｉターン個別相談コーナーも設けられる。託児室あり。東京駅から無料シャトルバスを運行。問い合わせは事務局＝電024（953）3244＝へ。

日本橋ふくしま館 MIDETTE
営業時間　平日・午前10時30分～午後８時　土日祝日・午前11時～午後６時（年末年始は休館）
☎03（6262）3977

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第２木曜日に掲載します。